

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地球規模の諸問題への取組				番号	⑭					
評価方式	総合・実績・事業・その他		政策目標の達成度合い		モニタリングにより評価未実施		(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額			6年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		16,215,057			29,491,042		
	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		29,527			27,270		
	小 計				一般会計	16,244,584			29,518,312		
					<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計				一般会計						
						<		> の内数	<		> の内数
					特別会計						
					<		> の内数	<		> の内数	
合 計				一般会計	16,244,584			29,518,312			
					<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計							
					<		> の内数	<		> の内数	

施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5－VI－2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。					
目標設定の考え方・根拠	人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。 地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。 - 開発協力大綱（平成27年2月10日 閣議決定） - 国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定） - グローバルヘルス戦略（令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定） - 国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定） - 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） - SDGsアクションプラン2023（令和5年3月17日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	115	108	95	128
		補正予算(b)	58	0	0	
		繰越し等(c)	11	1,015	0	
		合計(a+b+c)	184	1,123	95	
	執行額(百万円)		81	53	65	
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	26,977	26,787	26,881	16,116
		補正予算(b)	87,707	105,408	91,595	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	114,685	132,195	118,476	
	執行額(百万円)		113,836	131,328	108,140	
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。

2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。

3 人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、Gavi やグローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

(注) 全ての人が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第5回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年6月15日)
- ・第73回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成30年9月25日)
- ・第6回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年12月21日)
- ・第7回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年6月21日)
- ・「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ(令和元年9月23日)
- ・「SDG サミット2019」における安倍総理大臣スピーチ(令和元年9月24日)
- ・第74回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年9月24日)
- ・第8回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年12月20日)
- ・第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説(令和2年9月26日)
- ・国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ(令和2年12月4日)
- ・第9回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における菅総理大臣発言(令和2年12月21日)
- ・第10回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における菅総理大臣発言(令和3年6月22日)
- ・国連総会ハイレベルウィーク「SDG モーメント2021」における菅総理大臣発言(令和3年9月20日)
- ・第76回国連総会における菅総理大臣一般討論演説(令和3年9月25日)
- ・東京栄養サミット2021における岸田総理大臣スピーチ(令和3年12月7日)
- ・第11回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和3年12月24日)
- ・COVAX ワクチン・サミット2022における岸田総理大臣ビデオ・メッセージ(令和4年4月8日)
- ・米国主催第2回「新型コロナ・サミット」における岸田総理大臣ビデオ・メッセージ(令和4年5月12日)
- ・第12回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和4年6月14日)
- ・第8回アフリカ開発会議における岸田総理大臣スピーチ(令和4年8月27日)
- ・第77回国連総会における岸田総理大臣一般討論演説(令和4年9月20日)
- ・米国主催グローバルファンド第7次増資会合における岸田総理大臣スピーチ(令和4年9月21日)
- ・G20 バリ・サミットにおける岸田総理大臣発言(令和4年11月15日)
- ・ランセット誌への岸田総理大臣寄稿(令和5年1月21日)
- ・第211回国会における岸田総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)
- ・第13回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和5年3月17日)

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標(一年度)

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和3年度目標

- 1 令和3年度は国連ハイレベルフォーラムにおいて SDGs に関する自発的国家レビューを提出予定であり、こうした取組も活用しつつ、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs の達成に向け

た取組を加速化する。

- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、茂木外務大臣のビデオ・メッセージ等を通じ SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成や気候変動問題の解決を含む日本の SDGs 達成に向けた取組を国際社会に発信した。さらに、9月、日本が VNR を提出したことを踏まえ、菅総理大臣が国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDG モーメント 2021」にビデオ・メッセージを通じて参加。VNR 策定のプロセスを通じ、SDGs 推進円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換、パブリックコメント等において日本の SDGs 達成に向けた総合的で客観的な目標、科学に基づくターゲットや指標の整備の必要性等の提言を得ることができ、あらゆるステークホルダーとの連携も強化された。

12月の第11回 SDGs 推進本部においては、「2030 アジェンダ」に掲げられている5つの P（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に基づき、重点的に取り組む事項を示した「SDGs アクションプラン 2022」を策定し、令和5年に日本が G7 議長国を務め、国連で SDG サミットや UHC ハイレベル会合等の SDGs に関する大きな節目の会合が開催されることも念頭に、今後の SDGs 達成に向けた基本方針を示した。

- 2 国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として、人間の安全保障フレンズが再結成され、6月に第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催されたことに続き、12月に第2回会合、令和4年3月に第3回会合が開催された。一連のフレンズ会合を通じて、広範囲かつ分野横断的な課題に効果的に対処する上で、人間の安全保障の概念の有用性が参加者の間で再認識された。

9月、第76回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、国連の下で進んでいる新たな時代の人間の安全保障の議論は、様々な世界の課題における今後の重要な指針となるものと期待しているとして、我が国の力強い支援を表明した。

令和4年2月、新時代の地球規模課題を考慮した新たな人間の安全保障のあり方を提示した、国連開発計画（UNDP）の「人間の安全保障特別報告書～人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威～」の発刊イベントにおいて、林外務大臣はビデオ・メッセージを発出し、特別報告書の提言を踏まえて、人間の安全保障の実施と普及を一層推進していく旨述べた。

グテーレス国連事務総長が9月に発出した「我々のコモンアジェンダ」報告書や11月のアジア欧州会合（ASEM）のプノンペン声明（首脳会合成果文書）において、人間の安全保障について言及された。

令和4年度目標

- 1 SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs 実施指針の改定を令和5年に行うことを見据え、令和4年度は、SDGs 推進市民会議（仮）等の場を通じて、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs 達成に向けた取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 広範なステークホルダーの参画の下に「SDGs 実施指針に関するパートナーシップ会議 2022」が7月と10月の2回にわたりオンラインで開催され、令和5年3月には同会議等の成果に基づく提言書が SDGs 推進本部長である岸田総理大臣に手交された。

また、令和5年3月の第13回 SDGs 推進本部において、G7 広島サミットや SDG サミットの機会を最大限活用して日本の取組を発信しつつ、SDGs の達成に向けた取組を加速化するとともに、新しい資本主義の下、「誰ひとり取り残さない」持続可能な経済社会システムを作り上げていくとの決意の下、「SDGs アクションプラン 2023」が決定された。

- 2 9月、第77回国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣は、新たな時代における人間の安全保障の理念に基づく取組の推進を国連外交の3つの柱の1つに掲げるとともに、人間の安全保障基金を通じた取組の促進も通じ、国連と共に新たな時代における人間の安全保障の実現を進める旨表明した。

また、国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に再結成された人間の安全保

障フレンズは、加盟国間での人間の安全保障の概念の浸透を更に図るため、12月に第4回会合を開催した。日本は、セネガル、コスタリカの国連常駐代表と共に、人間の安全保障フレンズの共同議長として、同会合での議論において主導的な役割を果たした。

5月に発出された日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」や8月の第8回アフリカ開発会議で採択された TICAD 8 チュニス宣言において、我が国からの働きかけもあり、人間の安全保障について言及された。

令和5年度目標

- 1 SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs 実施指針の改定を行い、2030 年における国内外の SDGs 達成を目指し取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1－2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進 *

中期目標（一年度）

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

令和3年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けた NY における国連でのフレンズグループの動きや、国連開発計画（UNDP）と協力して進めている人間の安全保障特別報告書プロセスとも連携の上、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度の人間の安全保障基金に対する申請は、対象地域を後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、サヘル地域に限定したこともあり、前年比38件減の60件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和3年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは以下の17件であり、そのうち9件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが出来た。なお、同基金は上限200万ドルの開発案件と上限30万ドルのアドボカシー案件の2種類があるが、令和3年度については承認案件が全てアドボカシー案件となったため、結果として多くの案件の承認が可能となった。
 - (1)「オキーマン地域における森林再生、環境の持続可能性、観光育成：持続的な生計と福利のためのマルチ・ステークホルダー及びコミュニティ・ベースのアプローチを通じた SDGs の加速化」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）及び国連環境計画（UNEP）による共同実施。
 - (2)「SDGs のローカル化：セネガンビア橋周辺の脆弱な女性及びユースの生計向上」
国連人口基金（UNFPA）、国際貿易センター（ITC）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Women）及び国連常駐調整官事務所（UNRCO）による共同実施。
 - (3)「ラベ地域の9つのコミュニティにおける人間の安全保障アプローチを通じた人道と開発のネクサス向上による持続可能な開発の促進」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。

- (4)「ファス・ダカール自治体における SDGs の包摂的実施計画」
国連人口基金 (UNFPA)、国連児童基金 (UNICEF)、国連開発計画 (UNDP)、国連女性機関 (UN-Woman) 及び国連常駐調整官事務所 (UNCRO) による共同実施。
- (5)「東カリブにおける新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応と統合した災害及び環境避難民政策に対する人間の安全保障アプローチの促進」
国際移住機関 (IOM) 及び国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) による共同実施。
- (6)「ガボンへ向かう混成移住民に対する予防、保護、エンパワメント強化のための共同した人間の安全保障アプローチ」
国連児童基金 (UNICEF)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国際移住機関 (IOM) による共同実施。
- (7)「保健パンデミックの多層的脅威に対するユースの関与とエンパワメント」
国際移住機関 (IOM)、国連児童基金 (UNICEF)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (8)「カーボベルデの脆弱コミュニティにおける新型コロナウイルス感染症克服のための人間の安全保障アプローチに関する意識向上とアドボカシーの推進」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連人間居住計画 (UN-Habitat) による共同実施。
- (9)「リビアにおける長引く紛争と新型コロナウイルスの影響への対処のための人間の安全保障アプローチを通じた地元の関与とエンパワメント」
国連食糧計画 (WFP)、国連開発計画 (UNDP) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (10)「新型コロナウイルス感染症及びその後の危機に瀕するユースの保護、エンパワメント、経済的包摂のための人間の安全保障アプローチの推進」
国連人口基金 (UNFPA)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連工業開発機関 (UNIDO) による共同実施。
- (11)「新型コロナウイルスの状況下における人間の安全保障アプローチを通じた東ティモールの国境沿いコミュニティの脆弱性及び強靱性評価」
国際移住機関 (IOM) 及び国連児童基金 (UNICEF) による共同実施。
- (12)「ガーナ北部の国境沿いコミュニティにおけるコミュニティ強靱性と社会的結束の強化」
国連移住機関 (IOM) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (13)「グベケ地域 4 地区における地方開発管理、平和な社会及び人間の安全保障促進のための統合的支援」
国連開発計画 (UNDP) 及び国連女性機関 (UN-Woman) による共同実施。
- (14)「タイにおける暴力的過激主義防止のための人間の安全保障アプローチの促進」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連開発計画 (UNDP) による共同実施。
- (15)「中央アメリカの北方三角地帯及びメキシコにおける保健と移住に関する統合的な対応促進のための人間の安全保障アプローチの適用」
汎米保健機構／世界保健機関 (PAHO/WHO) 及び国連移住機関 (IOM) による共同実施。
- (16)「新型コロナウイルス後の社会的結束強化のための包括的対話と意思決定の促進」
国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) 及び国連開発計画 (UNDP) による共同実施。
- (17)「新型コロナウイルス後の都市及び居住をより安全にする：人間の安全保障の枠組みを適用した安全な都市ツールの認知強化」
国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連軍縮部 (UNODA) 及び世界銀行による共同実施。
- 3 4 月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障フレンズ会合の動きや、UNDP が作成に向けて準備を進めている人間の安全保障に関する特別報告書の方針性を注視しつつ、より効果的な人間の安全保障基金の活用に向けた方策について意見交換を行った。

令和 4 年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを 5 件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について 3 つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。

- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けた NY における国連でのフレンズグループの動きや、UNDP 人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動とも連携しつつ、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度の人間の安全保障基金に対する申請は、前年比 55 件増の 115 件であった。この過程で、我が国は本基金の管理・運営にあたる人間の安全保障ユニットと引き続き緊密に連携した。
- 2 令和4年度に実施された本基金の案件募集の結果、以下の8件が人間の安全保障に資するプロジェクトとして承認された。そのうち2件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが可能となった。
 - (1)「複合的な課題に直面するシュニク地域の復興を支援するための政策立案における人間の安全保障の主流化」
国連開発計画 (UNDP) 及び国際労働機関による共同実施。
 - (2)「COVID-19 からの持続可能な復興促進のためのチキタニア地方の若者の多次元的な安全保障の回復」
国連人間居住計画 (UN-Habitat)、ILO 及び国連教育科学文化機関 (UNESCO) による共同実施。
 - (3)「万人のための都市：カンボジアにおける包括的でスマートかつ持続可能な都市開発」
国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 及び UN-Habitat による共同実施。
 - (4)「コンゴ民主共和国タンガンイカ地域におけるジェンダー暴力により影響を受けた最も脆弱な人々やコミュニティのエンパワーメントのための人間の安全保障アプローチ推進」
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国連合同人権事務所 (UNJHRO) による
 - (5)「沿岸地域の人間の安全保障と国際組織犯罪への耐性強化」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び食糧農業機関 (FAO) による共同実施。
 - (6)「ギニアにおける人身売買対策に向けた個人のエンパワーメント及び保護のための人間の安全保障アプローチの活用」
国際移住機関 (IOM) 及び国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) による共同実施。
 - (7)「マダガスカルにおける未管理の国内移住に対応するための人間の安全保障アプローチを通じたステークホルダーの能力強化」
IOM 及び UNDP による共同実施。
 - (8)「シエラレオネにおける環境の持続可能性及び強靱な生活向上のための鉱業セクターガバナンス改善による人間の安全保障アプローチの主流化」
UNDP, FAO 及び国連資本開発基金 (UNCDF) による共同実施。
- 3 12 月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、本基金の活動内容や財政状況について確認するとともに、令和4年2月に UNDP が公表した人間の安全保障に関する特別報告書の提言内容を国連システムがいかに実践することが出来るかを検討するために設置された国連機関間作業部会の勧告を実現するために本基金が果たすべき役割等について、メンバー間で活発な意見交換を行った。

令和5年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 第78回国連総会会期中(令和5年9月～)に人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発出される予定であるところ、これを受けた総会での議論等、国連システムにおける人間の安全保障の概念の再活性化をはかるとともに、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第 78 回国連総会会期中（令和 5 年 9 月～）に人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発出が予定されているため、同報告の発出を踏まえた取組を年度目標に追加した。

測定指標 1－3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) 及び感染症対策の推進 *

中期目標（一年度）

人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に向け、二国間や国際保健機関を通じた支援を推進する。

令和 3 年度目標

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン・治療・診断の開発、生産及び公平なアクセスの確保のため ACT（Access to COVID-19 Tools）アクセラレータ（新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO ほか提案し、日本を含む 8 か国及びゲイツ財団が共同提案し発足）等の国際的な枠組みへの支援を推進する。また、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 WHO を中心とする国際保健の枠組みの検証・改革へ積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進している。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。

- 2 ACT-A については、特に COVAX を通じた支援を実施し、COVAX に対して、合計 10 億ドルの貢献を行うとともに、COVAX 等を通じて、令和 3 年末までに約 3,500 万回分のワクチンを各国・地域に供与した。また、ユニットエイド（Unitaid）を通じた診断・治療分野の支援も実施した。

エイズ・結核・マラリア等の感染症対策として、グローバルファンドを通じて支援を行い、この結果、グローバルファンド設立以来、2020 年末までに三大感染症に関連して 4,400 万人の命が救われる等の成果が出ている。

- 3 WHO の検証・改革については、5 月の WHO 総会において、パンデミックへの準備と対応に関する WHO 強化作業部会を設置する決定がなされ、7 月から開催されている同作業部会において積極的に議論に参加した。また、12 月に開催された WHO 特別総会では、パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議の設置が決定され、日本はビューローのメンバーとなり、同会議の副議長に選出され、議論を主導している。

G20 における財務トラックと保健トラックの連携については、前回 G20 ローマ・サミットにおいて、パンデミックの予防・備え・対応や将来の健康危機に適切に対処するための資金メカニズムの方途を検討する G20 財務・保健合同タスクフォース（G20 Joint Finance and Health Task Force）が立ち上げられ、日本も積極的に議論に参加している。

4 その他特記事項

顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）及びユニットエイド（Unitaid）、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）への支援を実施した。

東京栄養サミット 2021 を主催し、215 のステークホルダーからエンドースを得て「東京栄養宣言」を発出した。181 のステークホルダーから 396 のコミットメントが提出され、270 億ドル以上の栄養関連の拠出が表明された。岸田総理大臣からは、日本として今後 3 年間で 3,000 億円（約 28 億ドル）以上の栄養関連支援を発表した。

令和 4 年度目標

- 1 「誰の健康も取り残さない」との観点から UHC の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用し、国際社会における保健・医療体制の強化に貢献する。
- 2 新型コロナによる危機の克服に向けて、安全性、有効性、品質の保証されたワクチン、診断薬及び治療薬への公平なアクセスを推進する。
- 3 将来の健康危機への予防・備え・対応の能力強化に向け、既存の取組との重複・断片化を避け、国際保健システムのガバナンス・ファイナンス双方を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドや Gavi ワクチンアライアンスなどの国際機関、官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築・強化等の支援を行った。また、国際社会における UHC 推進に向けて政治的モメンタム増大等のための活動を行う UHC2030 等と連携し、保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進した。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。感染症対策としては、8 月の TICAD 8 において、岸田総理大臣から、エイズ・結核・マラリアの三大感染症対策及び保健システム強化のため、グローバルファンドに対して今後 3 年間で新たに最大 10.8 億ドルを拠出することを表明した。グローバルファンドを通じた支援により、設立以来令和 3 年末までに三大感染症から 5,000 万人の命が救われる等の成果が出ている。
- 2 4 月の COVAX ワクチン・サミット 2022 において、岸田総理大臣から、これまでに拠出済みの COVAX に対する 10 億ドルの貢献に追加して、最大 5 億ドルを拠出することを表明した。また、令和 5 年 3 月末までに、32 か国・地域に対して約 4,400 万回分のワクチンを供与したほか、78 か国・地域に対し、「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約 185 億円の無償資金協力を実施した。また、ワクチン接種データ管理を含めた経済社会の再活性化や人的往来の再開のための支援をインド太平洋を中心に最大 1 億ドル規模で開始した。米国主導の新型コロナ・グローバル行動計画の取組においては、日本は 6 つの柱のうち主に「ワクチン接種の推進」の柱のリード国として貢献し、7 月には外相会合を共催した。
- 3 5 月に我が国として策定したグローバルヘルス戦略の下、グローバルヘルス・アーキテクチャー構築の具体的な取組として、国際場裡におけるルール作りに積極的に貢献した。世界保健機関 (WHO) の下で年度末までに計 4 回開催された、パンデミックへの対応に関する新たな法的文書 (WHO CA+) の政府間交渉会議 (注：上記「令和 3 年度目標」の「施策の進捗状況・実績」3 に記載のある「パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議」の名称が変更されたもの) においては、日本から西太平洋地域代表として副議長を輩出し、WHO 加盟国としての立場でも議論に貢献した。さらに、同時並行で議論が行われている国際保健規則 (IHR) の改正の議論にも積極的に貢献した。資金面に関しては、世界銀行に、特に低・中所得国を支援対象として PPR (予防・備え・対応) のための資金動員を行う新たな基金 (パンデミック基金) が 11 月に設立され、我が国として合計 5,000 万米ドルの拠出を表明した。
- 4 その他特記事項として、顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 及びユニタイド (Unitaid)、母子保健や家族計画、性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。

令和 5 年度目標

- 1 より強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用しつつ、国際社会における議論を主導し、保健・医療システムの強化に貢献する。
- 2 将来の公衆衛生危機への予防・備え・対応 (PPR) のため、より良いガバナンス及びファイナンスを含むグローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) を構築・強化する。
- 3 感染症危機対応医薬品等 (MCM) への公平なアクセス確保や薬剤耐性 (AMR) 対策等、様々な健康課題に対応するため、ヘルス・イノベーションを促進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

新型コロナ・パンデミックの教訓を踏まえ、G 7 広島サミットを含む国際場裡での最新の議論に基づき、令和 4 年度目標をさらに発展させる形でグローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) の構築・強化やヘルス・イノベーションの促進を追加した。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）			
（出典：国連作成文書）	実績値		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	27	279	750

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する 測定指標	行政事業 レビュー 事業番号
	令和２年度 予算額計 （執行額）	令和３年度 予算額計 （執行額）	令和４年度 予算額計 （執行額）	令和５年度 当初予算額		
①人間の安全保障の 推進経費、地球規模 課題政策の調査及び 企画立案等事務	44 (13)	30 (15)	36 (14)	30	1-1 1-2	
②人間の安全保障の 実施と理念の普及 （＊）	－	－	－	－	1-1 1-2 1-3	
③ユニバーサル・ヘル ス・カバレッジ (UHC)の推進・感染症 対策（＊）	－	－	－	－	1-3	
④国連地名専門家会 合グループ・エクソ ニム作業部会本邦開 催経費	6 (1)	0 (0)	7 (4)	0	1-1	
⑤成長のための栄養 サミット（N4G）開催	39 (0)	56 (30)	0 (0)	0	1-1 1-3	
⑥エスカップ基金 (ESCAP) 拠出金(任意 拠出金)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	2	1-1 1-2	
⑦国際連合工業開発 機関(UNIDO) 分担金	1,142 (1,142)	1,006 (1,006)	1,261 (1,261)	1,199	1-1 1-2	
⑧国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金	20,330 (20,330)	6,210 (6,210)	2,087 (2,087)	917	1-1 1-2	
⑨世界エイズ・結核・ マラリア対策基金 （グローバルファン ド）拠出金	19,997 (19,997)	20,000 (20,000)	26,925 (26,925)	2,038	1-1 1-3	
⑩国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金(コア・ ファンド)	7,244 (7,244)	6,822 (6,822)	6,958 (6,958)	4,413	1-1 1-2	
⑪国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	5,112 (5,112)	1,237	1-1, 1-2, 1-3	
⑫国際農業研究協議 グループ(CGIAR) 拠 出金(任意拠出金)	381 (381)	97 (97)	574 (574)	85	1-1	
⑬国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金	658 (658)	367 (367)	675(675)	190	1-2 1-3	
⑭人間の安全保障基 金拠出金	599 (599)	778 (778)	1,372 (1,372)	379	1-1 1-2	

⑮Gavi ワクチンアライアンス拠出金	15,413 (15,413)	1,080 (1,080)	1,080 (1,080)	685	1-1, 1-2, 1-3	
⑯国際連合人間居住財団 (UN-HABITAT) 拠出金 (任意拠出金)	2,239 (2,239)	208 (208)	770 (770)	8	1-1	
⑰初等教育関係 (GPE) 拠出金	785 (785)	917 (917)	71 (71)	67	1-1	
⑱国際連合地域開発センター (UNCRD) 拠出金	77 (77)	116 (116)	109 (109)	73	1-1	
⑲国連防災機関 (UNDRR) 拠出金	602 (602)	485 (485)	549 (549)	627	1-1	
⑳国際連合ボランティア計画拠出金 (日本 UNV 協力事業)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	
㉑国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナーシップ基金)	23,165 (23,165)	14,438 (14,438)	217 (217)	147	1-1 1-2	
㉒世界野菜センター (WorldVeg) 拠出金	1 (1)	0 (0)	- (-)	-	1-1	
㉓国際連合訓練調査研究所 (UNITAR) 拠出金 (任意拠出金)	197 (197)	132 (132)	36 (36)	46	1-1 1-2	
㉔国際連合プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 拠出金 (任意拠出金)	5,237 (5,237)	923 (923)	3,300 (3,300)		1-1 1-2	
㉕国際連合工業開発機関 (UNIDO) 拠出金	1,235 (1,235)	236 (236)	246 (246)	325	1-1, 1-2, 1-3	
㉖世界保健機関 (WHO) 拠出金	1,261 (1,261)	917 (917)	1,405 (1,405)	0	1-3	
㉗国際機関評価ネットワーク (MOPAN) 拠出金	24 (24)	24 (24)	25 (25)	28	1-1	
㉘国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	
㉙国際連合開発計画 (UNDP) ・グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 連携事業拠出金	2,200 (2,200)	520 (520)	2,200 (2,200)	380	1-1 1-3	
㊳UHC2030 拠出金	97 (97)	80 (80)	281 (281)	77	1-1 1-3	
㊴国際労働機関拠出金 (任意拠出金)	757 (757)	150 (150)	80 (80)	0	1-1, 1-2, 1-3	
㊵ユニットエイド (Unitaid) 拠出金	1,093 (1,093)	44 (44)	47 (47)	60	1-1 1-3	
㊶国連開発システム改革支援	1,058 (1,058)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	
㊷COVAX ファシリティ (Gavi ワクチンアライアンス) 拠出金	-	70,079 (70,079)	21,600 (21,600)	0	1-1 1-2 1-3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目

標を参照願いたい。

個別分野２ 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015－2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015－2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（事例 19, 20（防災））（令和 5 年 3 月：インド世界問題評議会（ICWA）で発表）
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで共有）
- ・マリーン（MARINE）イニシアティブ（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで表明）
- ・第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
（成長のための投資と改革）
- ・第 211 回国会所信表明演説（令和 5 年 1 月 23 日）
四 新しい資本主義 （四）投資と改革 （GX）
- ・GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日：閣議決定）

測定指標 2－1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

令和 3 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

令和 3 年度及び 4 年度は UNEP 創設 50 周年となることから UNEP との連携及び UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進をさらに進めていくために、国連環境総会（UNEA）等の議論に積極的に参加していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、海洋プラスチックごみ対策も含めた我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 生物多様性

生物多様性条約については令和 3 年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。また、同じくその他の（令和 3 年開催予定の）生物多様性関連の締約国会議（砂漠化対処条約、ラムサール条約及び食料遺伝資源条約）において、我が国の主張をそれぞれの条約決定案に反映していく。

3 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

令和 3 年 4 月から開始する GEF の第 8 次増資交渉における議論に参加することで、我が国が重要視する環境課題が優先事項として取り扱われ、地球規模で資金調達されるよう努めていく。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

様々な国際会議等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル（11月）における岸田総理大臣メッセージにおいて、UNEP/IETC との廃棄物管理分野における連携及び国連環境総会（UNEA）における新たな国際枠組みづくりに関して積極的に取り組んでいく旨を表明した。同総会においては、我が国が議論を主導した結果、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の設立を決定する決議が採択された。

国連環境計画（UNEP）創設 50 周年記念国連環境総会特別会合（令和 4 年 3 月）において国連総会決議 73/333 に基づく政治宣言が採択された。我が国は積極的に議論に参加した。

2 生物多様性

令和 3 年に生物多様性条約の第 24 回科学技術補助機関会合、第 3 回実施補助機関会合及びポスト 2020 生物多様性枠組に関する第 3 回公開作業部会が開催され、ポスト 2020 生物多様性枠組の構造や個別の目標等について議論が行われ、同枠組の採択に向けた議論に貢献した。その他の生物多様性関連条約との締約国会議に関しては、砂漠化対処条約、ラムサール条約、食料遺伝資源条約の締約国会議のいずれも COVID-19 の感染拡大を受け、2022 年半ば以降へ総じて延期となったため、これに向けて引き続き準備を進めた。我が国は、関連作業部会等に参加し、議論の方向性形成に関与している。

3 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

第 8 次増資交渉会議がこれまで 3 回開催されており、次期増資期間（2022 年-2026 年）におけるプログラムの優先事項の特定及び政策方針等の作成に関与した。

4 化学物質及び廃棄物管理

「水銀に関する水俣条約」については、11 月に第 4 回締約国会議オンライン会合、令和 4 年 3 月に同対面会合（インドネシア・バリ）が開催され、有効性評価の枠組、附属書 A 及び B の再検討等に関し審議されたところ、日本は水銀対策の取組先進国として議論に積極的に参加した。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年の G20 大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第 5 回国連環境総会第二部（UNEA5.2。令和 4 年 2 月）において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするようなプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の設立を決定する決議が採択された。

11 月開催の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第 3 回会合の機会に、岸田総理大臣からのメッセージとして日本の持続可能な海洋経済の構築に向けた貢献への意思表示及び日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組の紹介を行った。

令和 4 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

我が国が UNEA5.2 で決議案を提案し採択されたプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会が UNEP による支援の下で令和 4 年後半に開始されることとなっており、我が国の意見が反映されるよう同事務局との連携を強化していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

2022 年 4 月の GEF 第 8 次増資交渉結果を踏まえ、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和 4 年度は生物多様性に関する多数国間条約の締約国会議等が多数予定されており、これらの会議の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。具体的には 11 月にワシントン条約の締約国会議が予定されており、野生動植物の保全と科学的根拠に基づいた持続可能な利用を両立させるという我が国の基本方針に基づき対応する。

生物多様性条約については、令和 4 年度内に締約国会議（COP15 第二部）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組及びその実施が効果的かつ効率的なものになるよう、関係省

庁とともに、関連する議論に積極的に貢献していく。また、その直後に開催予定の食料及び農業のための植物遺伝資源条約の第9回理事会において、我が国は、効果的かつ効率的な多数国間の（遺伝資源へのアクセスに関する）制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

砂漠化対処条約（UNCCD）については、令和4年5月に第15回締約国会議（COP15）の開催が予定されており、土地回復や干ばつ等の砂漠化対処のための効果的な履行手段について、関係省庁とともに、積極的に議論に貢献していく。令和4年11月に開催予定のラムサール条約第14回締約国会議においては、同条約のマンデートに基づく着実な条約実施、効率的かつ効果的な条約運営につながるよう、新条約戦略計画の作成等に貢献する。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、令和4年から開始される国際熱帯木材協定の改定に向けた議論に貢献するとともに、ITTOの新戦略的行動計画に基づく機関の活動をホスト国として積極的に支援する。特に、令和3年のG7や理事会等で焦点となった違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンス強化プロジェクトを支援する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力に積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

引き続き大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにもとづき、多くの国が対策に参画できるように途上国支援を行いつつ、プラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会における交渉においても、我が国は、自らの主張の反映を行いつつ、議論を主導し、主要排出国・消費国が参加する実効的な国際約束の作成を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

UNEP事務局の支援の下、11月にプラスチック汚染に関する条約作成のための第1回政府間交渉委員会が開催された。同委員会の開催に先立ち、林外務大臣はアンダーセン事務局長と会談し、同交渉委員会に関して、環境問題の解決のための重要なパートナーであるUNEP及びIETCと連携して取り組んでいきたい旨述べた。UNEP及びIETCに対して、同交渉委員会の運営及び知的貢献に対する拠出を行った。

2 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

第8次増資を踏まえ、GEF評議会の評議員代理として、各環境条約下で実施される案件の承認と適切な実施、モニタリングのための議論に貢献した。

3 生物多様性

令和4年度に開催された生物多様性に関する多数国間条約・機関の締約国会議等については以下のとおり対応した。

ワシントン条約については、第19回締約国会議（COP19）が11月にパナマシティで開催された。附属書改正提案においては我が国の反対、修正提案にも関わらずメジロザメ科のサメ54種が一括して附属書Ⅱに掲載する提案が採択されるなどの結果もあったが、持続可能な利用の考えに立った措置がとられることが重要との我が国の立場を引き続き主張し、常設委員会アジア地域代表に選出されるなどの成果が得られた。

生物多様性条約については、12月に第15回締約国会議（COP15）、カルタヘナ議定書第10回締約国会合（CP-MOP10）及び名古屋議定書第4回締約国会合（NP-MOP4）の第二部が開催された。同会議・会合では、愛知目標の下でのこれまでの生物多様性保全に向けた取組を評価するとともに、令和12（2030）年までの目標を定める「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（the Kunming-Montreal Global biodiversity framework）」等を採択した。

9月開催の食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）の第9回理事会においては、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度の対象となる遺伝資源の範囲拡大及びその機能改善の妥結に向けて議論に参画した。

5月開催の砂漠化対処条約（UNCCD）第15回締約国会議（COP15）においては、干ばつへの耐性を高め、土地劣化を軽減し、土地回復の取組に投資するため、38の決議の採択に貢献した。11月開催のラムサール条約第14回締約国会議においては、新潟県新潟市及び鹿児島県出水市が「ラムサール条約湿地自治体」として認証され、第4次戦略計画の見直しを含む合計21の決議の採択に貢献した。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、国際熱帯木材協定の改定に向けた議論に貢献するととも

に、違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンスの強化や、持続可能な森林経営のための能力強化に関するプロジェクト等を支援した。

4 化学物質及び廃棄物管理

6 月には化学物質・廃棄物関連 3 条約の締約国会議である、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（ストックホルム条約）第 10 回締約国会議、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）第 15 回締約国会議及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（ロッテルダム条約）第 10 回締約国会議が合同で開催され、条約ごとに技術的な議題、条約の運用上の課題などについて議論が行われた他、3 条約で共通する技術協力や条約間の連携の強化による効率的な対策の実施についての議論が行われた。また、9 月及び令和 5 年 3 月に実施された「水銀に関する水俣条約」遵守委員会にて、我が国はアジア太平洋地域より選抜された副議長として出席し、条約の実施に係る議論に積極的に貢献した。

また、11 月にモントリオール議定書第 34 回締約国会合（MOP34）が開催され、オゾン層を破壊しないが高い温室効果を有する HFC（ハイドロフルオロカーボン）の削減スケジュールが令和 6 年から開始されることを踏まえ、改めて締約国間で議定書遵守の必要性が共有され、HFC 削減に関連する事項等についても引き続き議論が行われた。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年の G20 大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第 5 回国連環境総会第二部（UNEA5.2。令和 4 年 2 月）において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするような海洋環境を含むプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の設立を決定する決議が採択され、11 月に INC1 が開催された。INC1 では、プラスチック汚染が環境や生物多様性に及ぼす悪影響を緩和し、あり得べき危険から人間の健康を守ることが重要であり、そのために世界共通の目標を設定し、多くのプラスチック消費国・排出国が参画する実効的で進歩的な枠組みとする必要性等について、具体的なサブスタンスにも言及しつつ、日本から提起し、議論に貢献した。

令和 5 年度目標

1. 国連環境計画（UNEP）

プラスチック汚染に関する条約交渉を我が国が主導するため、交渉委員会の事務局を務める UNEP との連携をさらに強化していく。また、我が国の強みでもある廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関であり、大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

また、UNEP によるウクライナの環境復興支援等のほか、令和 6 年第一四半期に予定される第 6 回国連環境総会で行われる各種環境問題の議論にも積極的に貢献していく。

2 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

GEF 評議会の評議員代理として、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和 5 年度は、令和 4 年度に多数開催された生物多様性に関する多数国間条約及び機関の締約国会議等のフォローアップ及び次回会議に向けた準備のための会合が、引き続き多数予定されている。これらの会合の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。11 月に予定されている食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）第 10 回理事会においては、効果的かつ効率的な多数国間の（遺伝資源へのアクセスに関する）制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも新たな条約及び枠組みを含めた関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

令和 5 年度には、政府間交渉委員会（INC）が 2 度開催予定である（5 月に INC2、11 月に INC3）。我が国として、本条約をプラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する効果的かつ進歩的な枠組みとすべく、引き続き本条約交渉を主導していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（一年度）

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、我が国における 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現等、我が国主導による気候変動問題の解決のための取組を推進する。

令和 3 年度目標

- 1 引き続き、令和 3 年に延期された COP26 における気候変動交渉（市場メカニズム、気候資金、透明性枠組み等）に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 2 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10～11 月に開催された COP26（英国・グラスゴー）では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後 5 年間で官民合わせて最大 100 億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。また、パリ協定の市場メカニズムに関する実施指針、各国の温室効果ガス排出量の共通報告表形式（CRTs）、国が決定する貢献（NDC）の共通の実施期間（コモン・タイムフレームズ）といった重要議題に関して合意が得られ、パリ協定の実施指針が完成する等、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展を実現することに貢献した。
- 2 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF は 2015 年以降これまでに累計で 190 件（令和 3 年 12 月末時点、うち令和 3 年暦年は 32 件）の事業を承認し、これにより、約 20 億トンの CO₂ 排出量削減と約 6 億人の裨益が見込まれている。途上国支援については、令和元年において、約 1.37 兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和 2 年実績については、令和 4 年 12 月 31 日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。JCM については、我が国企業や自治体と連携して 2013 年以降累計で 200 件以上（うち令和 3 年度に 30 件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施した。令和 3 年度はモンゴルの JCM プロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げた。脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、18 社 20 製品が選定され、脱炭素製品・パッケージリストに掲載された。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和 4 年度目標

- 1 引き続き、COP27 に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP26 の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。
- 2 GCF 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCM の活用に向けて、在外公館、及び JBIC、JICA、ADB などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月に開催された COP27 では、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27 全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030 年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和

作業計画」が採択された。決定文書の交渉に当たり、我が国からは、引き続きグラスゴー気候合意に基づいて、全締約国が野心的な気候変動対策を実施していくべきことを主張した。特に、緩和分野におけるパリ協定の 1.5℃目標達成に向けた取組は、現下の国際情勢においても手を緩めるべきでなく、そのために、全ての締約国が 1.5℃目標に整合的な強化された NDC 及び長期戦略の提出を求める文言が必要であること等を提案するなど、交渉に積極的に参画した。

2 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF は 2015 年以降これまでに累計で 209 件（令和 4 年 12 月末時点、うち令和 4 年暦年は 19 件）の事業を承認し、これにより、約 24 億トンの CO2 排出量削減と約 6.7 億人の裨益が見込まれている。

途上国支援については、令和 2 年において、約 1.33 兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和 3 年実績については、令和 6 年 12 月 31 日までの国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局への提出に向けて集計中である。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して 平成 25（2013）年以降累計で 240 件以上（うち令和 4 年度に 38 件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施するなど、成果を着実に上げた。

脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、令和 4 年度は新たに 1 社 1 製品を選定し、脱炭素製品・パッケージリストに掲載した。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和 5 年度目標

1 引き続き、COP28 に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP27 の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。

2 GCF 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCM の活用に向けて、在外公館、及び JBIC、JICA、ADB などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術海外展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2－3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第 3 回国連防災世界会議で策定され、「事前の防災投資」「より良い復興（Build Back Better）」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組（2015－2030）の下、東日本大震災等を通じて得た「防災先進国」としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

令和 3 年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、国連防災機関（UNDRR）との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」オンラインイベントを 11 月に UNDRR と共催した。同イベントでは「現在、そして将来世代のための津波リスク削減に向けた科学技術の活用」をテーマに、関係国・期間の専門家や若手研究者などにより活発な議論が行われた。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和4年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRR との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、10月に津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」2022 高校生サミット in 新潟の開催を支援した。同イベントでは国内外から200名を超える高校生が参加し、津波の脅威と対策について理解と関心を深めた。また、11月に国連本部における「世界津波の日」啓発イベントをUNDRRと共催した。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和5年度目標

我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRR 等との協力を通じた「世界津波の日」の普及啓発活動や、「仙台防災枠組」中間レビューの機会も活用した、同枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年5月に「仙台防災枠組」の中間レビュー・ハイレベル会合が実施され、枠組前半期における各国の取組進捗、新たな課題等が議論される予定である。同会合で改めてその必要性が訴えられる見込の、枠組後半期の防災取組加速、枠組が示す各種目標の達成に資するべく、引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）

(出典：UNDRR ANNUAL REPORT)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	120	123	126

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進	-	-	-	-	2-1 2-3	
②地球環境問題への取組	11 (0)	0 (0)	12 (11)	0	2-1	
③気候変動問題への取組	6 (0.6)	5 (2.1)	5.2 (5.1)	7.0	2-3	
④北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）政	0 (0)	2.1 (0)	0 (0)	0	2-1	

府間会合開催						
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組	6 (3.5)	6 (2.6)	6 (3.5)	8.2	2-1	
⑥海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費	8 (0)	0 (0)	0 (0)	20	2-1	
⑦気候変動枠組条約拠出金	371 (371)	304 (304)	340 (340)	189	2-2	
⑧生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)	148 (148)	58 (58)	145 (145)	185	2-1	
⑨国際熱帯木材機関(ITTO)分担金	106 (87)	45 (45)	45 (45)	113	2-1	
⑩砂漠化対処条約(義務的拠出金)	78 (78)	77 (77)	81 (81)	84	2-1	
⑪バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)	57 (57)	53 (53)	57 (57)	62	2-1	
⑫野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)	57 (57)	56 (56)	56 (56)	78	2-1	
⑬水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)	46 (46)	27 (27)	49 (49)	56	2-1	
⑭オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)	50 (50)	35 (35)	24 (24)	35	2-1	
⑮国際自然保護連合(IUCN)拠出金(義務的拠出金)	54 (54)	56 (56)	58 (58)	70	2-1	
⑯ストックホルム条約(POPs 条約)拠出金(義務的拠出金)	37 837)	34 (34)	38 (38)	40	2-1	
⑰生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金)	29 (29)	16 (16)	29 (29)	37	2-1	
⑱北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金)	30 (30)	30 (30)	30 (16)	38	2-1	
⑲ロッテルダム条約(PIC 条約)拠出金(義務的拠出金)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	34	2-1	
⑳オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出金)	10 (10)	10 (10)	7 (7)	9	2-1	
㉑南極条約(義務的拠出金)	2 (2)	2 (20)	2 (2)	3	2-1	
㉒国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金)	15 (15)	94 (94)	30 (30)	34	2-1	

②③ 国連環境計画 (UNEP) 拠出金(任意拠 出金)	180 (180)	124 (124)	25 (25)	49	2-1	
②④ 国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術 センター拠出金(任意 拠出金)	30 (30)	43 (43)	43 (43)	53	2-1	
②⑤ 多数国間環境条約 遵守実施支援拠出金 (旧ハイレベル政治フ ォーラム拠出金)(任 意拠出金)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	2-1	
②⑥ オゾン層保護基金 拠出金(義務的拠出 金)	2,612 (1,782)	1,812 (1,812)	2,564 (2564)	2196	2-1	
②⑦ 生物多様性条約名 古屋議定書拠出金(義 務的拠出金)	31 (31)	19 (19)	31 (31)	42	2-1	
②⑧ 水俣条約拠出金(義 務的拠出金)	18 (18)	4 (4)	9 (9)	15	2-1	
②⑨ 気候変動枠組条約 締約国会議に係る経 費(新規)	-	-	19.4 (19.7)	18.9	2-2	
③⑩ 気候変動枠組条約 補助機関会合に係る 経費(新規)	-	-	4.8 (2.6)	4.7	2-2	
③⑪ 適応基金(AF) 拠出 金	- (-)	650 (650)	650 (650)	0	2-2	
③⑫ 世界資源研究所 (WRI) 拠出金	- (-)	10.8 (10.8)	22 (22)	14	2-1	
③⑬ 世界銀行グローバ ル・シールド資金ファ シリティ拠出金			800 (800)	0	2-2	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。